

消費者委員会新開発食品調査部会
(第29回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第29回） 議事次第

1．日時 平成27年11月20日（金）13:59～14:54

2．場所 消費者委員会大会議室1

3．出席者

（委員）

阿久澤委員、大野委員、久代委員、清水委員、志村委員、竹内委員、寺本委員、
山崎委員

（説明者）

消費者庁 食品表示企画課

（参考人）

参考人1名

（事務局）

黒木事務局長、小野審議官、丸山参事官

4．議事

（1）開会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【継続審議品目】

（1）（株式会社）

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉会

1. 開会

丸山参事官 それでは、定刻より若干早いのですが、委員の方おそろいですので、始めさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから「消費者委員会新開発食品調査部会」第29回会合を開催いたします。

初めに、平成27年11月10付で新たに3名の方が当部会の委員となりましたので、御紹介させていただきます。

お手元のほう、配付資料で参考資料1に名簿がございます。平成27年11月10日付の委員名簿を配付しておりますが、追加発令された方は上から9番目ですが、竹内淑恵委員、田中弥生委員、2つあけて松崎くみ子委員のお三方ということになっております。

本日は、竹内委員が御出席です。

竹内委員には、後ほど御挨拶を頂戴したいと思います。

本日は、委員、委員、委員、委員、委員、委員、委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、過半数に達しており、部会が成立いたしますことを御報告させていただきます。

参考人として、から の に御出席をいただいております。

それでは、議事に入りますが、お配りしております資料につきまして、議事次第の下部に記載されておりますけれども、資料1、2、3、参考資料1と2ということになっております。

また、後ろのテーブルのほうに各品目の審査申請書など、審議資料を御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

不足の資料がございましたら、審議の途中でも結構ですので、事務局のほうにお申しつけください。

なお、配付資料や審議内容につきましては、公開を前提としていない情報も含まれておりますので、お取り扱いのほうは十分御注意いただけますよう、よろしくお願いいたします。

では、阿久澤部会長に以後議事進行をよろしくお願いいたします。

阿久澤部会長 本日もよろしくお願いいたします。

では、今回から新たに調査部会に加わっていただくことになりました竹内委員から一言御挨拶をいただければと思います。

竹内委員 ただいま御紹介いただきました、法政大学経営学部の竹内淑恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は、学校ではマーケティング論を教えていまして、研究分野も広告コミュニケーション効果ということで、先生方とはまた分野が違うのですが、逆に分野が違うということで、どちらかというと消費者行動とか、そういうことも研究分野にしておりますので、そうした観点から発言ができればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、利益相反に関する申し合わせについて確認しておきたいと思います。

本日の審議品目に関する申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と申請資料に対する委員の関与について、事務局から説明をお願いいたします。

消費者委員会事務局 申し合わせに基づいて、本日の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて事前に確認させていただきましたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。また、申請資料に関する関与についても該当する委員はいらっしゃいませんでした。

報告は以上でございます。

阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明について、御質問でございますでしょうか。

特にありませんようですので、次に進めさせていただきます。

2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【継続審議品目】

(1) (株式会社)

委員 それでは、個別品目の表示許可にかかわる審議に入りたいと思います。

前回から継続審議となっている株式会社 の についてです。

平成26年7月から当部会で審議を行っており、今回で6回目となります。

本日は、前回部会で出された御意見に基づき、申請書類を委員が再確認した上で、許可文言が本申請品に適したものである点について御議論いただくことになっております。

それでは、前回御意見を出されました 委員から、資料を確認された結果を踏まえ、御意見ををお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

委員 先日、会議のときに見せていただいた資料では、有効性について不十分なところがあると感じられましたので、他の文献等で調べさせていただいて、検討させていただきました。

その結果、そのほかに既に提出されていた資料ですけれども、資料2 - 38とか39とか、ほかの企業から提出された3つの臨床試験で、 の に関する が活性成分によって低下するということが認められていましたので、また、そのほかin vitroとか動物実験の結果もあわせて考えれば、効能を認めてもよろしいかなと考えました。

以上です。

委員 どうもありがとうございました。

それでは、前回御懸念のあった点について他の文献等も精査していただいたところ、申請の内容は認められるということかと思っております。今の御意見を踏まえて、皆さんの御意見をいただきたいと

思います。どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見なければ、これで皆さん御了承ということになるかと思いますが、特に御異論ございませんか。よろしいですか。

どうぞ。

委員 有効性に関しては 委員が確認してくださって、それに関して委員の先生方は了承されたというように私は理解しました。あとは許可表示をどうするかという問題を議論していただければいいのかなと思います。

委員 もう一点ですね。前回よりの継続課題につきまして、この辺については 委員の御懸念だったかと思いますが、 検査は が しがちな方ということについて、そうは言えないのではないかというような内容であったかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 私が申し上げたのは、 の変化と、この商品を買うであろう消費者の が し がちなという自覚症状の改善がどの程度関連するかがはっきりしていないのではないかと思います。しかし、資料2 - 38の論文では が改善していることが示されていますので、 との相関ははっきりしていないけれど自覚症状の改善効果は期待できるのかもしれませんが。事業者からの回答書には、 、 などの文言を使わないと述べられていますので、 が しがちな方という表示であれば良いのかなとも思います。

委員 どうもありがとうございます。

委員、どうぞ。

委員 私はこの を指標とした試験によって、 の 能を少しでも健康な側に近寄らせることができる機能が認められたと判断していいのかなと思っています。

次に、許可表示の表現についてです。

まず、 の 能というのは、 の最も表面の という部分、ものすごく薄くて食品用のラップフィルム1枚ぐらいの厚さしかないようなのですが、その部分にいわば破れができるというか、すき間ができることによって 能がなくなるのだそうです。そうすると、外からのいろいろなものも の中に入りやすいと同時に、 の中のものも外に出やすい。ですから、 を測るというのは 能が低下しているかどうかの指標と考えていいと思います。

それに対して、どういう表記ができるかなのですが、1つ目は、「 の調子を整える」というのは、 の 能以外のほかの機能も含んでいる概念になると思うので、言い過ぎではないか。あくまで の 能を健康に保つという表現に限定したほうがいいのではないかというのが私の意見です。

次に、「 が しがちな」という表現を認めるかどうかなのですが、 から が抜けやすいことによって が するのであれば、この表現としては認めてもいいのかなと思います。ただ、 が しがちなというのは、健康な人でも は が しますよね。 は の 能が高くて割としっかりとしていますけれども、 から は健康な人でも しがちにな

ります。 の人は1年中 は 状態です。健康な人でも が しがちな時期にはこの商品の効果があるよということが言えるのだったら、「 しがちな方に適しています」という表現は使ってもいいのかなと思います。

以上2点です。

委員 ありがとうございます。

能の件につきましては、前回、 との関連についてのご発言がありました。

委員 能というと中から出てくるもの、または外から入るもの、これは両方含めているということで、ある意味、 機能というのは の機能ということから言うと、ツールエンドポイント的なメジャー。サロゲートエンドポイント的なメジャーの指標として を量っているのかなというぐらいに私は理解していました。なので、 機能と言ってしまうと言い過ぎではないかなと、前回思いました。今も私の考えとしてはそのままでございます。

委員 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 が しがちなというのは自覚症状だと思います。提出された論文では、 が一定の値以上の例を対象に選択していますが、 がどのくらいの数値だと、 が しがちなことを自覚される方がどれくらいいるのか、また先ほど申し上げたように がどの程度変化すれば自覚症状が改善するのかが明示されていません。

しかし、 が しがちな、以外の適切な表現が思い浮かばないので、これでいいのかなと思っています。ただ、今後、検査値の変化と自覚症状を関連させる食品をどのように評価するかという点については、考えておく課題かと思います。

委員 どうぞ。

委員 2 - 38の試験、被験者は の を自覚して の自覚症状がある。こういう方を対象としているので、いわゆる客観的な何らかの評価ですね。機器等で分析して している方というよりは、御自分がそういうように しているという自覚症状を持っているということだから、むしろ の が気になる方とか、そういう文言を入れるのもよろしいのかなというぐあいに思います。

が しがちとなると客観的な評価のように見えるけれども、気になるということであれば自覚症状ということで、試験の内容とはよく合っているかなというぐあいに思います。これはあくまでもそういう感想でございます。

委員 どうぞ。

委員 2 - 37の文献で、 をしてまして、 機能というか、 透過性が良いほう、即ち の 機能が弱くないような人で解析した場合には、効能が有意に出ているといるが、そうではない場合には出てない。また、SDSで処置して、これは界面活性剤ですけれども、 にダメージを与えたような場合、そういったときには有意差がきちっと出ている。そうでない場合は出ていない場合ということで、若干 が しがちという表現でいいのかどうかは別ですけども、そういう の弱い方に効能が出やすいというところがありますので、こういった表現を使うこと

はいいのではないかと思います。ただ、表現というか、弱い方には適している。それをしがちな方と言っていいのかどうかというのはわかりませんが、ほかの先生方の御説明を聞くと、そういう表現しかないということだったらやむを得ないと思いました。

委員 ありがとうございます。

皆さんの御意見から、がしがちな方というのはやむを得ない表示ではないかなというような御意見かと思えます。それに対して気になる方という言い方もあるということなのですが、これについては如何でしょうか。しがちな方ということによろしいでしょうか。

そうしますと、その前のの調子を整えるという言い方ですが、これにつきましては、委員からは少し言い過ぎではないかという御意見がありますが、ここについてどうぞ。

委員 この資料ですと、資料の2分の1のほうなのですが、例えば資料1 - 3の38ページと39ページに図が出ています。それを見ていただきたいのですが、38ページのほうの図はの断面図を表していて、その表面が現在問題になっているところなのですが、一番表面のところですね。その部分を拡大したのが39ページの下の方なのですが、健康なというのは左側のように、がびっしりと平面上を覆い尽くしている状態。ところが、が荒れると、右側にあるようにの間にすき間ができる状態なのです。ですから、右側の状態になった人に対して今回の商品が有効性を示しているということなのです。これはあくまでの表面の部分の健康度に影響を与えているだけなので、全体に対して効果があるということではないと私は解釈しています。

ですから、効果は、今回の場合ですと、「の調子を整える」というと、全体に対して非常に広い意味での調子を整えることになってしまうので、あくまでの荒れを改善するだけの意味だよということがわかるような表現を考えたいというのが私の発言の趣旨です。

委員 どうもありがとうございました。

どうぞ。

委員 これはの働きによりこれこれを整えるのでというよりは、の調子を整える働きのあるこれこれを含んでいるのでという形にすれば、どうでしょうか。がの調子を整えるということについては外用であっても効果があるし、また内服の場合も今回のように効果があるというので、そういう文言にしていれば何とかクリアできるかなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

委員 委員の御意見については、いかがでしょうか。

文言を少し入れかえるという形になりますが。

委員 そうですね。今のままだとの調子を整えるというのがキャッチコピー等でひとり歩きする可能性があると思います。

委員 どうぞ。

委員 の調子を整えるという言葉はどう理解するか、難しいと思うのですけれども、委員が先ほど言われたように、実際に影響しているのはのところということで、全体に対して影響を及ぼすというようなイメージを与えるのが不適切だというのはよくわかります。ただ、一方、の機能というのを考えると、のをベースにしたきちんとした構造というのは、

の非常にいろいろな機能の基盤になっているというところもあるかなと思うのです。だから、そこが緩むことで の移動だけではなくて、外部からのいろいろな侵入、ウイルスの侵入みたいなことが起こってくれば、 のほうまでいろいろな影響を及ぼすとかということもあるので、見方によっては調子を整えるというぐらいの表現は、必ずしも不適切とも言えないのかなという気がするのです。昔からある のほうの 作用でも の調子を整えるという表現があります。いまの は、基本的には とか とか、そういったことを対象にしていると理解されていますけれども、実際にはもっといろいろなこともやっているということが最近はわかってきていて、

、 の調子を整えるというのは結構いろいろな幅広い意味を実は持っている。そういう表現が の特保で出ている以上、 のほうでも許される範囲かなという気が私個人的にはしています。

委員 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 の場合は、例えば による効果というのは単純ではなく、非常に複雑な仕組みが全部合わさって総合的に働いている結果と考えればいいです。そういう場合は、例えば を改善するということであっても、1つの効果ではなく、複数の効果が総合されておなかの調子を全体的に整えると考えられますので、不整合がないと思うのです。

ところが、 の場合は、 の健康とか調子をよくするというと、まず考えなければいけないのは、 の下のほう、 というのですが、そこから のほうにどんどん上がってきて、絶えずターンオーバーされている。そのターンオーバーがうまく行っている状態にするのが本来の「 の調子を整える」というものだと、私は思うのです。一番表面の の部分は 能を担っていますが、 能は確かに 委員おっしゃるように、「 の調子」の上では非常に重要な働きを持っていると思いますが、 を健全にするだけでは の調子全般、特にターンオーバーの健全化にまで影響するかということ、そこは見ていないわけです。そうすると、 の改善効果だけで「 の調子を整える」というのは言い過ぎなのではないかなというのが、私の意見なのです。

委員 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 私も 委員の意見に賛成です。 の回数は 環境を含めた変化が、結果的に自覚症状としての の変化として表現されていると思いますが、 という検査指標の変化で、 の調子という包括的な表現をするのは、言い過ぎかなという気はします。

は、 領域では の効果の評価に用いられているようなので、 の調子というよりは の しがちな方というほうが適切かなと思います。

委員 そうすると、今、 の部位ですね。全体を言及していると見える、あるいはこれはだけのことなのだというような意見と2つあるかと思いますが、これは と問わず、そうしますと、 委員の御意見ですと、 でも言い過ぎということになるのですか。

委員 がどこまで入るか。

委員 ここには書いていますが、そのことを言うのでしょうか。

委員 で判断できるのは、先ほどの資料1-1の3の38ページの図で言いますと、一番

上の　　というところ、ここの状況を見ていると考えています。それよも下層は　　で評価できる対象にはなっていないと考えればいいと思います。では、　　という言葉を使えるか。これは難し過ぎるので使えない。

委員　その言葉を表現できれば問題ないということですね。

委員　そうです。

委員　どうぞ。

委員　私、少し混乱してしまったのですが、確かにおっしゃるのはすごくよくわかって、　　の調子を整えるというのは非常に全体像を言ってしまうので問題がありそうな気がするのです。それをかなり限定的に言うとなると、　　機能を有するとかという言葉にならざるを得ないわけですね。そういうことはヘルスクレームではいけないのではしたか。要するに先ほど出たデータというのはまさしく　　機能があるというデータですね。そこにピンポイントで当たってしまうのはいけないのではしたか。

先ほど　　委員がおっしゃるように、　　の働きにより何々というのではなくて、　　機能のある　　の働きにより、　　の　　しがちな方に適していますというのは、言葉の上では消費者もわかりやすいような気がします。　　しがちなことから、　　効果のあるものがあるのだからいいのではないかということでもいいような気がするのだけれども、　　機能という言葉はいいのか悪いのかわからない。だから、　　の調子というもののうちの1つを取り上げているような気はするのです。問題ありますか。

委員　消費者庁からいかがでしょうか。

消費者庁食品表示企画課　今回の審議は、答申が出た後に厚生労働省にこの文言が薬機法にひっかかっていないかどうか聞くことにしております。なので、まだこれについては聞いてはいないのですけれども、以前、この調査会のときか、前の申請のときか、そのときにはもともと　　の直接的な　　機能という言葉を使って申請されたのですけれども、それは旧薬事法に抵触するのではないかとということで変えてもらって、今の表示になっているところがあります。

機能がどうかというところはわからないところがあるのですけれども、余りクリアに表現し過ぎると薬機法に抵触する可能性があるかもしれないというところがございます。

委員　私は、　　機能と言ってしまうと、例えば菌とかそういったものに対する　　ということで、病気との関連が非常に強くなるような気がするのです。それは確かにまずいかなと思います。でも、　　機能というとそういうようなことよりも限定的ですね。だって、これは　　しがちな方に使うのですね。その点に関して、それほどそこはないのではないかなという気がするので、しかも出ているデータはまさしくそれをデータとして出ているので、それならばそんなにおかしくないのかなという気がしていたのです。そうしないと、まさしく　　委員がおっしゃるように、

が働いて調子を整えるというと、本当に全体像を言ってしまうと、何でもかんでもいいような感じになってしまうような気がするので、これはまた別の分野で議論しなければいけないと思うのですけれども、キャッチコピーとしてこれが使われてしまう可能性があるので、非常に危険な感じがするのではないかと思います。

委員 ありがとうございました。

どうぞ。

委員 の働きにより の機能を改善するのではという言葉は一般の人にはわからないでしょう。 の機能を改善するので が しがちな方に適していますと、両方つなげた場合、一般の人に本質を理解していただけないですか。 の機能を改善するくらいだったらいいのではないかなと思うのです。

委員 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

委員 私自身が思ったのは、先ほど幾つか御意見が出ている中で、 のところに形容詞としてつけるのであればというのを伺って、なるほど、それだったらファクトであるのでいいのかなと拝聴していました。それを の調子を整えるという言い方が言い過ぎであるならば、今、委員のほうでおっしゃっていた 機能を有するというような言い方があるのかなと感じたところです。

ぱっと拝見したときに、こういう言い方がいいのかわからないのですが、 の調子を整えるのと因果関係をつけているところが随分強いプロミスになっているという印象を実は受けました。整えるから が しがちな人にいいですよと、すごく強い保証をしている感じが実はしました。それが第一印象です。

今、 委員からお話がありました の機能となると、一部の女性の方はわかると思います。ただ、全ての方がわかるかどうかというのは疑問だと思います。

以上です。

委員 どうぞ。

委員 私が申し上げたのは、 機能というと、 が高まるというようにとりやすいのではないかなと思うのです。 が高くなっているという実験結果も中にはあるのですけれども、どちらかという透過性を低めるというのが多いのです。 を高めるというデータは結構少ないのです。有意差がついていない。そういうこともあるので、気になったのです。

委員 いかがいたしましょうか。

どうぞ。

委員 これはたしか初めてなのですね。 のこういったこと。これが恐らく今後の表現になってしまうわけですね。だから、かなり慎重に考えないとまた同じようなものがどんどん出てくる可能性があるのです。

あと、これは全然別の印象なのですけれども、これは特保ですから、食生活は云々というのがございますね。そのこととこのものがどういう関係にあるのかというのが何となく余り議論に出てこないのです。ここでもしような議論かなと思っているのですが、だから食生活をどうするのだよというのが余りぴんと来ない。要するに、含まれている からというのだから、こういったものをできるだけとったほうがいいというような表現になるのかよくわからないのですけれどもね。そういうようなところも少しこれから考えていかないといけないのかなという。これとだん

だんと食生活とかということとか、どんどん乖離していったような気がするので、気をつけなければいけないかなと思っているのです。

委員 ありがとうございます。

どういたしましょうか。問題点はここの今の表示の仕方だけなのですか。

どうぞ。

委員 食習慣とは直接関係しなくても、QOLを改善して健康増進に役立つ可能性があるというコンセプトの食品と考えています。

委員 それに私は固執するわけではないです。それでもいいかと思います。

言おうと思ったことを忘れてしまいました。思い出したらまた言います。

委員 先ほど の調子を整えるという文言もなきにしもあらずかなというような御意見もあるわけですが、そこに先ほど 委員から発言のあった「ので」は因果関係が非常に強くなるということから、「ので」に変え、何か因果関係をもう少し薄めるような形での表現というのではないのでしょうか。

どうぞ。

委員 場つなぎで一言。先ほど 委員が言われたファクトは何かということは大事だと思うので、 機能を持つというのはいいのではないのでしょうか。そのことと、最後に の が気になる方が、 しがちの方が、そこはまた議論があるかもしれませんが、摂取に適した対象者が出口として出てくる。そういう文言になっていけばいいので、先ほど 委員が言われたような形でいいのかなという気はいたします。

委員 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 先ほども食生活との関連のお話が 委員からございましたけれども、前回の回答で がいろいろな食品に含まれているということが示されていて、それがかなりの量含まれていて、ただ、実際に吸収される量は少ないのだと。これを補填することによって効果があるのだということが書かれていましたけれども、そういう意味では、正常な食生活をきちっと送ってればかなり が供給されて、それが原因でこういった症状が出てくるのが少なくなるのではないかとというように想像するのです。そういう意味では、きちんと食事している人は余り必要ないものなのだと。ところが、それが偏りがちな方とか、ダイエットしている方では摂取が減った結果として が荒れて来るとか、そういうものにつながるのかなと考えることもできるのではないかと思います。

委員 大変申しわけないのですが、毎回の議論の内容ですので、きょうは定足数の関係で時間がある程度限られているようですので、今は申し訳ございませんが、表示のところについてお考え、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

消費者委員会事務局 事務局からの提案でございますけれども、先生方からいろいろな意見が出ております。その意見を全て申請者のほうにお伝えしまして、その内容に合った適切な表現を再考いただきたいという形でもう一回指摘を出すというのはいかがでございますでしょうか。それであれば

申請者のほうが内容もわかっておりますし、表現についても練ってくると思いますので、よろしければそうさせていただきたいと思います。

委員 ありがとうございます。

そうしますと、こういう表示が考えられるけれども、これにはこういう危惧もあるというようなことをつけて提示するということになりますか。

消費者委員会事務局 よろしければ、御発言をされた方のお名前は全部伏せた形で、全議事録を申請者に渡したらいかがかと思います。今回の審議品目はこの1品目でございますので、特段支障がございませんし、もし御同意いただけるのであればそうさせていただきたいと思います。ニュアンスも含めて伝わったほうがよろしいかと思いますので、いかがでしょうか。

委員 どうぞ。

委員 そのときに重要なことは、消費者庁というか、文言としてそういうものが許可されるのかどうかということは一応記載していないと考えようがなくなってしまうので、一応それはつけ加えていただかないと意味がなくなってしまう。

委員 それに加えて、例えば 機能につきましても先ほど 委員からご意見がございました。

委員 というパラメータだけで見ると差が出ているのが少ないということですね。

委員 そのようなことから、こちらからの提案の中に の機能があるというような文言をつけた場合、これがいいということで企業が単純に採用されるということでもいいのかということなのです。例えばの話です。

消費者委員会事務局 申しわけございません。 という言葉に関しては、一般論として消費者庁経由で厚生労働省に、薬機法に触れるかどうか確認していただいた上で、その情報もつけて意見をお伝えするという形ができると今、確認しましたので、そうさせていただければと思っております。

委員 そうしましたら、これにつきましては 委員がお持ちの危惧はよろしいですか。

委員 はい。

委員 そこはつけなくてよろしいですか。この委員会では、もし 機能という言葉を使われても、消費者庁のほうから確認いただいた上、よろしければ使われてもいいということでもよろしいでしょうか。そこを確認できれば私としてもそれはよろしいと思います。

委員 、必ずしも が変わるということを必ずしも意味していないこともある。がどんどん抜けていけば、 の が同じでも抜けるのは少なくなるということでそれなりの効果がある。それについても という表現をしてもいいのかなと思いましたが。先生方が了解していただければよろしいと思います。

委員 よろしいということですので、今、事務局から提案のあった形で申請者のほうに投げかけるということにさせていただければと思います。

ということで、あともう一点、以前に指摘して回答いただいている内容ですが、これも大きな議論になっていた内容ですけれども、日常の食事より摂取していて大きくプールされているところへ

の という微量摂取の上乗せで効果をもたらすことについて、これは今回、了承する内容ですが、それとは別にさらに事業者としても知見を深めていただきたいという旨の発言がたしか

委員からあったかと思えます。これについては、今後もこの研究の分野の知見として、また、発展する上においても重要な議論になるかと思えますので、その辺もぜひ申請者のほうに申し伝えるということによろしいでしょうか。

ただ、これは、こういう意見がありましたということで、先ほど言いましたように議事録を見ていただければおわかりかもしれませんが、今回、この中ではその議論がありませんでしたので、そういったことも申請者のほうには伝えていただくようにしたいと思います。

では、審議結果につきまして、先生のほうから整理、そして、処理のほうについて確認したいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

消費者委員会事務局 本日の議論の内容の議事録を申請者に提出することによって、効果という表現がいいか否かの判断をしていただくということと、もう一つは、摂取量の問題について、これも前回の議事録も含めて提出することで。

消費者委員会事務局 前回の議事録もという御趣旨ではなくて、今回の議事録により、今、言っていたものが伝わるだろうけれども、その点の知見を深めてもらいたいということをお伝えするという御趣旨でよろしいですね。

委員 そうです。どうもありがとうございます。

今の先生からの御発言に対して何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

消費者委員会事務局 機能ということについては、消費者庁のほうでそういう表現が可能かどうかを確認した上で、その結果とあわせて今回の議事録を先方にお渡しをして、先生方の御意見を踏まえて適切なクレームを考えてもらうということかと思えますが、そういう御趣旨でよろしかったですか。

委員 それについては、次の部会になるということによろしいですか。1カ月後。

消費者委員会事務局 許可表示文言自体考えていただきますので、もう一度お諮りをすべきかと思えますので、次が12月なのですが、それまでに返ってくればそのときにということ。

委員 わかりました。そうしましたら、本日、部会で審議する内容はこれまでとなります。

3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

委員 では、報告品目ということになりますか。よろしく。

資料はお手元の資料3になります。消費者庁より御説明をお願いしたいと思います。

消費者庁食品表示企画課 それでは、資料3に沿って説明させていただきたいと思えます。

前回の部会以降、本日までに許可した品目のうち、規格基準型及び再許可等の品目について報告

いたします。

今回は3品目でございます。

まず、1番目、申請者は 株式会社。製品名は でございます。 、 を関与成分とする であり、許可番号 番、特定保健用食品の の再許可品でございます。

相違点につきましては、香料を今回変更されたものということでございます。

続きまして、2番目と3番目、申請者は株式会社 。製品名は 及び でございます。どちらも を関与成分とする であり、許可番号 番、特定保健用食品の の再許可品でございます。

相違点といたしましては、これは製品名のみといったところでございます。

御報告品目は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告の内容につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上ということになります。

4 . 閉会

阿久澤部会長 事務局から連絡事項などございますでしょうか。

消費者委員会事務局 本日も御審議ありがとうございました。次回の部会でございますが、12月18日金曜日、14時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

阿久澤部会長 それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。